

田辺市内

指定通所介護事業所
指定地域密着型通所介護事業所
指定認知症対応型通所介護事業所
指定通所リハビリテーション事業所

管理者 様

田辺市 保健福祉部長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて(第12報、第13報)」による通所介護費等
の運用に係る留意点等について

平素は、介護保険制度にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の防止に向け、平素よりご尽力をいただいておりますこと
感謝申し上げます。

さて、令和2年6月1日付厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介
護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」(以下「第12報」と
いう。)、令和2年6月15日付厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る
介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第13報)」(以下「第13報」
という。)により、通所介護費等において、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分
の2区分上位までの報酬区分を算定する取扱い(以下「2区分上位算定」という。)が可能で
ある旨示されていますが、その運用において下記の内容について十分留意の上対応してくだ
さいますようお願いいたします。

記

1. 2区分上位算定について

第12報の本文において、要件として「介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前
の同意が得られた場合」と示され、別紙Ⅲ 留意事項においても、必ず介護支援専門員と
連携することとされており、また、第13報「問3(答)②」においても利用者への説明
にあたっては、2区分上位算定を行う事業所と居宅介護支援事業所とが連携の上、他サー
ビスの給付状況を確認しておくこととされています。

したがって、当該利用者の担当介護支援専門員及び居宅介護支援事業所に事前に相談
や連絡もなく2区分上位算定を行うことを通知するなど、居宅介護支援事業所との連携
が図れていない場合、2区分上位算定はできません。

2. 利用者への事前の同意について

(1) 同意にあたっては、利用者に対し2区分上位算定を行う事業所と介護支援専門員が
連携した上での取扱いであることの説明が必要です。説明していない場合、2区分上位
算定はできません。

(2) 第13報問3③に関し、本市として「文書により同意を得ておくことが望ましい。」
と判断します。同意書の様式例を示しますので、様式例記載の説明事項について利用者
に対し懇切丁寧に説明の上同意を行ってください。(様式例を必ず使用することを強制
するものではありませんが、内容を準拠するとともに記録を残してください。)

担当：やすらぎ対策課 介護保険係(介護報酬の算定に関すること) TEL：0739-26-4931
指導係(市指定事業所の人員・運営基準に関すること) TEL：0739-33-7033
FAX(共通)：0739-25-3994